

武蔵村山市訪問型サービスサービスコード表(国基準相当訪問型サービス)

令和4年4月1日改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		改正後 合成単位数	(参考)		算定単位
種類	項目					改正前	増減	
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,176単位	1,176	1,172	4	1月につき
A2	2111	訪問型サービスⅠ・日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 39単位	39	38	1	1日につき
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,349単位	2,349	2,342	7	1月につき
A2	2211	訪問型サービスⅡ・日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77単位	77	77	0	1日につき
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,727単位	3,727	3,715	12	1月につき
A2	2321	訪問型サービスⅢ・日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 123単位	123	122	1	1日につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算				1月につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ニ 初回加算	200単位加算	200	200	0	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	100	0	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	200	0	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算				
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算				
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000加算				
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000加算				
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算				